

福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備PFI事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	タイトル	頁	項目			内容	回答
1	入札説明書	II事業の概要	4	II	6	(1)	本事業における一括支払分の金額割合が確定する時期はいつごろでしょうか。	令和4年度に国から交付金の決定通知が発出された後、一括支払分の金額を確定させます。詳細な金額及び時期等が決まり次第、事業者へ通知します。
2	入札説明書	サービス対価について	32	別紙 2	2	(2) ①	基準金利について、LIBORは令和3年12月に廃止予定と理解しています。代替指標については現時点でどのようにお考えでしょうか。	基準日までLIBOR公表停止があった場合には、代替となる金利指標を用いること等、対応について事業者と協議を行います。事業契約書(案)別紙12-3を参照してください。
3	基本協定書(案)	事業契約	3	7	1		仮契約の時期が令和3年11月上旬を目処とありますが、入札説明書(P12)には11月中旬とあります。スケジュールタイトであり、11月中旬で統一をお願いします。	原案のとおりとします。 事業契約の締結について、令和3年11月中旬に開催予定の教育委員会会議に付議するため、SPC設立日及び仮契約の締結時期は令和3年11月上旬を目指すこととし、詳細な日程は落札者との協議により決定します。
4	事業契約書(案)	工期又は供用開始時期の遅延による費用等の負担及び違約金	16	36	6		違約金と本契約に基づく全ての対価は相殺できるとありますが、金員の流れとしましては、対価が一旦SPC口座に入金されるのではなく、貴市側で相殺し、残額があればSPC口座へ入金、不足すれば事業者へ請求、との理解でよろしいでしょうか。(金融機関とのファイナンス協議に関わる部分ですので、念のため確認させて頂く趣旨です)	ご理解のとおりです。
5	事業契約書(案)	不可抗力事由に基づく解除	38	74	2		入札説明書(P22③)において、不可抗力による解除請求は市及び事業者となっていますが、事業契約書(案)において「市は、不可抗力事由の～」とあり、解除請求が市からのみとなっています。事業契約書(案)の文言の修正をお願いします。	事業契約書(案)のとおりとします。入札説明書VI-3-(2)-③を修正します。
6	事業契約書(案)	事業者が付保が義務付けられている保険契約	88	別紙 15の1			付保が義務付けられている保険の中に履行保証保険が含まれておりませんが、こちらは事業者の提案により任意付保という理解でよろしいでしょうか。(違約金発生リスクをカバーする手段を今後検討予定の為、確認させて頂く趣旨です)	履行保証保険への加入は、契約保証金の納付を免除するための措置の一つであり、付保を義務づけるものではありません。事業契約書(案)第41条第5項及び第6項を参照してください。